行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　盛武　隆／編集　広報部
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077) 528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

行政事務の公共調達と相続に係る諸手続の問題点

滋賀県行政書士会　会長　盛武　隆

市場化テストから始まった

2005年に経産省が市場化テストとして公募した「補助金等の中間・確定調査に係る補助業務に関する外部委託」に応募するよう日行連に打診したが、断られたため、やむなく私が理事長を務めるNPOで応募した。

審査の結果、ある監査法人が受託した。しかし行政書士会のように全国ネットを有していないことから、結果として実務は全国の行政書士が行うこととなった。

これを契機に、公共サービス改革法や地方自治体による「公契約条例」等が制定され、行政補助的な業務に係る役務等の行政サービスの外部委託が始まった。この潮流に乗って、滋賀会は十数年前から国、滋賀県、市町に対して、行政事務の委託を要請し、統一資格を取得するなどして、順次その実現を得て今日に至っている。

統一資格とは、各省庁のいずれか1カ所に参加資格を申請し、資格を付与された場合には、その資格は各省庁の全調達機関において有効な入札参加資格となるものである。

滋賀会は数年前の防衛省の業務受託において統一資格を取得した。これにより個別申請の必要がなく、全省庁の調達に応募することができることとなった。今後は、行政事務受託の専門委員会を置き、調達業務受託の範囲拡大に努めることとしている。現時点における滋賀会の公共サービス業務等の受託は**資料①**の通り推移している。

調達の適法・適正化

行政の官民競争入札による役務の調達には、資格者のみならず民間企業、公益法人、あるいは官そのものも応札している。しかし調達は原則一般競争入札とされ、他に指名競争契約、随意契約等がある。

一般競争入札では、ある士業団体とその会員の双方が応募して競合した事例がある。

その士業団体は会員に対して応札しないよう求めたところ、それは不正競争防止法違反として公正取引委員会の関与を促した。

組織がその構成員たる大多数の会員のためにする業務確保であっても、競争に負ければ一会員の落札となり、その会員1人の業務となることもある。競争入札はそういう事態を招くものでもある。

ところで、調達される役務の内容が、特定の士業者の独占業務に関わるものであれば、当然他士業は応札できないことになる。しかし調達側の行政機関が各士業法を意識しない場合は、本来随意契約とすべき役務について競争入札とした場合、無資格者による応札が行われ、本来の資格者が排除される事態もあり得る（**資料②**）。

そうした観点から、公共調達の役務の内容を確認し、法令上の適格者の判断を行い、適法・適正な調達とするよう求めることも組織の重要な課題となっている。

日行連に対しては、私は役員として、これまでに引っ越し業者との引っ越し手続き、日本情報経済社会推進協会（JIPTEC）との本人確認保存システムの共同構築、その事業者版であるサイバー法人台帳ROBINS（ロビンズ）システムの構築、起業・創業ワンストップサービスネットの構築、住民票交付に関する職務上請求書の電子化、著作権保護団体としての業務参加、個人情報保護システム構築等の提案を行ってきたが、いずれも実現しておらず、全国会員のビジネスチャンスを逃し、他者の参入を傍観する状況にある。

他士業との競争入札

ある地方自治体において、「不在地主の調査と相続関係図の作成」業務の調達が競争入札されることとなった。滋賀会としては直ちに応札したが、応札価格が滋賀会よりも低い司法書士も応札したとの情報が寄せられた。

ところで、当該業務は行政書士法に定める「権利義務・事実証明」業務の範囲に属するものである。しかるに、行政書士の独占業務であるから、行政書士以外の者が応札できない業務であり、それ故に行政書士以外の他資格者や民間事業者との競争入札にはなじまないものである。

調達の役務の目的を適法化するには、競争に加わるべき者が制限されるべきである。

すなわち、一般競争に付す必要が無い業務であるから、適法に当該業務を行うには、行政書士会との随意契約とすべき旨を申し入れた次第である（**資料③、④**）。

法定相続情報証明制度

不動産登記規則の一部を改正する省令（案）が法務省によりパブリックコメントに付され、その成立が図られようとしている。これに対して、日弁連や日行連が意見書を公表しているが、いずれも基本的に賛成の立場である。

意見書において、日行連はこの省令に関して、法定相続情報一覧図は行政書士法第1条の2に定める「権利義務・事実証明に関する書類」の「事実証明に関する書類」に該当する、当該書類の作成は原則として行政書士の独占業務であると主張している。

しかし前提が「改正に賛成」である。反対のない当該規則の成立によって、法定相続情報証明制度（仮称）は、結果として、法務局に提出する書類の一部について、司法書士の独占から、戸籍法第十条の2三項に掲げるすべての資格者に代理権を付与することとされる（**資料⑤**）。

他方、行政書士制度において独占とされた事実証明としての相続関係図について法務局に提出する場合は、すべての士業に開放されることとなる。

この省令改正によって、市町の不在地主および空き家の調査と相続関係図の作成等の調達業務が、他士業に参入の機会を与えるものではないが、ちまたに流布する「付帯業務もしくは付随業務」なる手法により、行政サイドが誤った認識に左右されないように監察活動を強化する必要が生じることが予測される。

法定相続情報証明制度の利活用の拡大

平成14年の司法書士法改正により、司法書士法第29条第1項第1号および司法書士法施行規則第31条が新設された。これにより、司法書士が「財産管理業務」を行うことができることとなったとして、一般社団法人日本財産管理協会が設立された。

その業務の一例として、司法書士が相続人からの委任を受け、金融機関等に対して、銀行における各種手続きを代理するとしている。

しかし、現行制度では司法書士は相続登記が絡まない場合は、法定相続情報一覧図は作成できず、職務上請求書も使用できない。それは行政書士の業務であるとされている。

その観点から、相続財産を列挙するとき（**資料⑥**）、他士業の業務に関わる手続きが多くあり、財産管理とか、法定相続情報証明制度の利活用という名目で、他資格の業務を行うことについては問題が生じることが予測される。行政書士会としてこの問題への適法な論理構築が求められている。

資料①

現在滋賀会が受託中の行政関係事務・委員等		
総務省電子政府推進員	総務省行政監察局	
年金記録確認滋賀地方第三者委員会委員	総務省行政監察局	※
自動車登録無料相談	国土交通省滋賀運輸支局	
指定代理人	国土交通省滋賀運輸支局	
丁種自動車番号標封印取付委託	国土交通省	29年4月予定
自動車番号標封印取付再委託	滋賀県自動車整備振興会	
経営事項審査業務	滋賀県	
中小企業活性化審議会委員	滋賀県	
男女共同参画審議会委員	滋賀県	

公益認定等委員会委員	滋賀県	
成年後見首長申立て親族調査等業務	守山市	
行政不服審査会委員	近江八幡市	
情報公開審査会委員	近江八幡市	
個人情報保護審査会委員	近江八幡市	
入札参加申請の受付・審査	大津市	
農業委員会委員	市町	推薦中
不在地主調査事務	市町	応札中
行政書士試験の実施事務・監督	行政書士試験研究センター	
自動車車庫証明・登録	滋賀県自動車販売協会	
行政書士登録事務	日本行政書士会連合会	

※年金記録確認滋賀地方第三者委員会は、平成25年5月に年金記録確認近畿地方第三者委員会に集約。
　平成27年6月をもって年金記録確認第三者委員会の業務終了。

資料②

資料③

行政からの所有者不明土地に係る調査・報告書等の作成事務について

日本行政書士会連合会法規監察部担当理事
滋賀県行政書士会　会長　盛武　隆

■当該事務は、行政書士法に定める行政書士の業務（資料①参照）であって、司法書士法に定める司法書士の業務(資料②参照)とすることはできない。

1.司法書士は、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。(同法第３条第８項)

2.司法書士業務の附随行為として当該業務に係る書類を作成することはできない。

①司法書士法第三条に規定する官庁に提出する書類に添付する書類又は提出書類の交付申請書の作成については司法書士業務の附随行為として業務範囲に属するとされている(昭三九・九二五民事甲三一三一号)が、これら附随書類は司法書士法第３条規定の官庁に提出する書類と密接不可分の書類に限って認められる。

②よって当該事務は、上記①の事務にあたらず、行政書士の独占業務である。

3 .相続関係説明図の作成(戸籍収集)、遺産分割協議書の作成は行政書士業務。

①司法書士は、不動産登記の依頼を受けた場合に限り、その附属書類として相続関係説明図や遺産分割協議書を作成することができる。すなわち、司法書士は当該業務に付随する業務として、これを行うことはできない。

②行政書士は、行政書士法に定める独占業務として当該業務を行うことができる。

4.職務上請求書の使用は行政書士だけが行政書士用職務上請求書を使用できる。

①当該事務において、司法書士が登記に関係のない、遺産相続関係図等および遺産相続分割協議書を作成することは行政書士の業務であり、司法書士はこれを行うことはできない。

②当該事務に関して、司法書士が登記に関係のない、遺産相続関係図等および遺産相続分割協議書を作成することを目的として、司法書士の職務上請求書を使用することはできない。

③行政書士は、行政書士法に定める独占業務として当該業務を行うことができるので、行政書士の職務上請求書を使用して戸籍等を請求することができる。

5.農業委員会への届出や未登記家屋の家屋補充台帳条の名義変更は行政書士の業務。

当該業務の結果にもとづき、農地(田や畑)を相続した場合の農業委員会への届出義務については行政書士の業務であり、司法書士がこれを行うことはできない。

使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。

資料④

司法書士法に定める司法書士の業務の範囲

■司法書士法に定める司法書士の業務の範囲

司法書士は、他人の依頼を受けて次に掲げる事務を行うことを業とし（司法書士法第３条１項）、で司法書士でない者が①～④の業務を行うこと及びそれらの事務について相談に応じることは禁止されている。（同法第 73 条第１項）

①登記又は供託に関する手続について代理すること。

②裁判所、検察庁、法務局又は地方法務局に提出する書類又は電磁的記録を作成すること。

③法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。

④簡易裁判所における手続、支払督促手続、民事保全手続、民事調停手続等であって、簡易裁判所の事物管轄に属する事件について代理すること。（「簡易訴訟代理等関係業務」という。）

■ただし司法書士は、これらの業務であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。（同法第３条第８項）

行政書士法に定める行政書士の業務の範囲

■行政書士法に定める行政書士の業務の範囲

「行政書士」とは、他人の依頼を受け報酬を得て、

①官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。次の②及び③も同様である。）

②権利義務に関する書類

③事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）

を作成することを業とするものである。

資料⑤

「申し出ができる代理人の範囲について」

「戸籍法第10条の2第3項に掲げる者に限る」

弁護士　司法書士　行政書士　土地家屋調査士　社会保険労務士　弁理士　税理士　海事代理士および各資格者法人

法定相続情報証明制度（法定相続情報の保管及び登記官による認証文 の付与の申出等）は、
「表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において」、「当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは」、その相続人が利用することができる。

その他の手続のためとは、相続財産すべての相続手続を保険会社・銀行・行政機関等に対して行う手続に利用すること
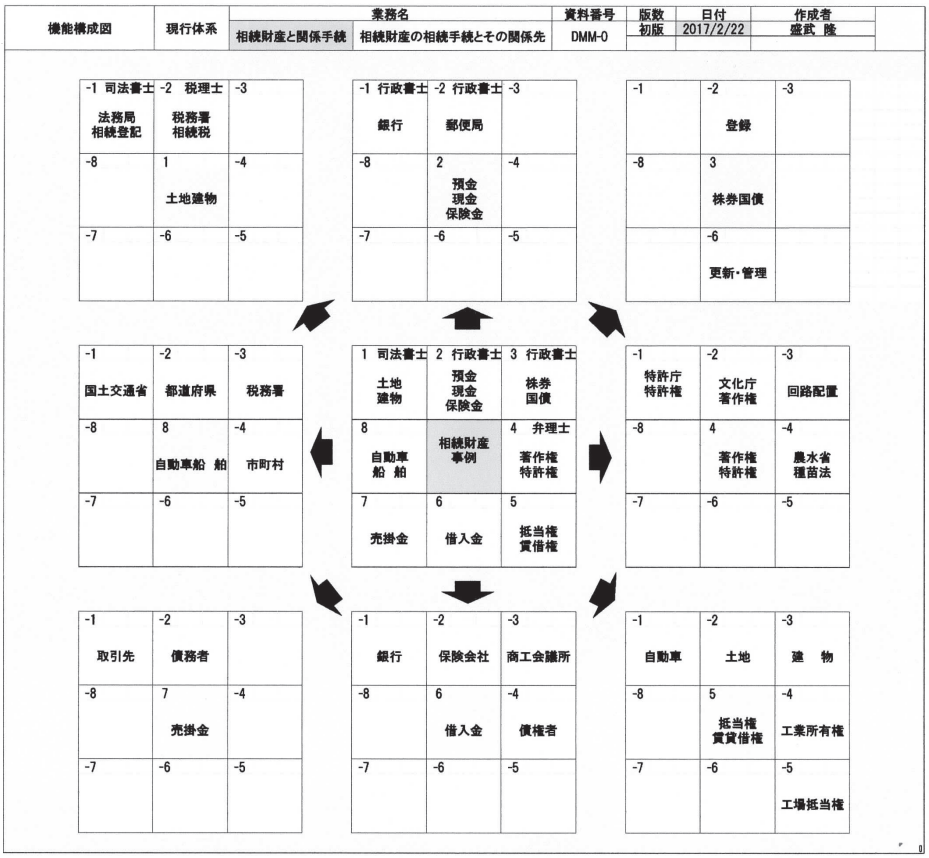
資料⑥